

一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

1. 基本方針

継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう一般廃棄物収集運搬業の許可の運用を行う。

2. 能力認定試験について

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第 49 条第 1 号ア、足立区一般廃棄物処理業許可取扱要綱第 10 条の規定による試験は実施しない。

【理由】

現行の処理体制で事業系一般廃棄物の適正処理が確保されており、一般廃棄物収集運搬業者の濫立により需要の均衡が崩れ、衛生や環境の悪化を招き、ひいては住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶことが懸念されるため。

【その他】

現行の処理体制で、事業系一般廃棄物の適正処理が確保されているか否かについては、原則 3 年程度で見直しを行う。

付則 この方針は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。